

シベリア抑留問題の経緯

昭和 20 年 (終戦後)	○ソ連軍による日本人の強制抑留 ・終戦後、約 58 万人の日本人がシベリアに強制抑留され、強制労働に従事。 ・旧ソ連側から、労働に対する賃金の支払はなし。																																								
昭和 31 年 10 月	○日ソ共同宣言 ・旧ソ連政府と日本国政府との間で、第二次世界大戦に由来する一切の請求権を相互に放棄。																																								
昭和 31 年 12 月	○旧ソ連からの帰還終了																																								
昭和 42 年 6 月	○「自民党と政府の了解事項」(別紙 1) ・戦後処理関係の諸措置は一切終結。																																								
昭和 56 年 4 月	○シベリア強制労働補償請求訴訟提起(東京地裁) ・原告は、国に対し、シベリア抑留中の労働賃金の支払を請求。																																								
昭和 56 年 12 月	○「戦後処理問題に関する政府・党合意」(別紙 2) ・残された課題の検討のために戦後処理問題懇談会を設置。																																								
昭和 59 年 12 月	○戦後処理問題懇談会報告 ・強制抑留者問題を含めた戦後処理問題を最終的に終止符を打つために、特別の基金を創設することを提唱。																																								
昭和 63 年 5 月	○平和祈念事業特別基金等に関する法律制定(第 112 回国会)																																								
昭和 63 年 7 月	○認可法人平和祈念事業特別基金設立 ・資本金 10 億円(全額政府からの出資金) ※資本金の年度別出資額(単位:億円) <table border="1" data-bbox="502 1339 1380 1527"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>昭和</th> <th>平成</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td>63</td> <td>元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資金</td> <td>10</td> <td>25</td> <td>65</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>10</td> <td>35</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:平和祈念事業特別基金等に関する法律附則第 3 条の規定により、政府は昭和 63 年度から 5 年度を目途として 200 億円となるまで出資するものとされていたが、平成元年 12 月 22 日の政府と与党の了解により、現行の出資枠の 200 億円を 400 億円に拡大すること及び追加出資の 200 億円は、現行枠 200 億円の出資完了後に造成することとされた。</p>	年度	昭和	平成									63	元	2	3	4	5	6	7	8	出資金	10	25	65	50	50	50	50	50	50	累計	10	35	100	150	200	250	300	350	400
年度	昭和	平成																																							
	63	元	2	3	4	5	6	7	8																																
出資金	10	25	65	50	50	50	50	50	50																																
累計	10	35	100	150	200	250	300	350	400																																
昭和 63 年 8 月	○戦後強制抑留者に対する慰労品及び慰労金の請求受付開始 ・慰労品として戦後強制抑留者又はその遺族に銀杯を贈呈 ・慰労金として戦後強制抑留者(恩給等非受給者に限る)又はその遺族に 10 万円を贈呈																																								

平成元年 9 月	(○恩給欠格者に対する書状・銀杯贈呈事業開始) ○戦後強制抑留中死亡者に対する書状・銀杯贈呈事業開始
平成 2 年 10 月	(○恩給欠格者に対する慰労品(懐中時計、旅行券等)贈呈事業開始)
平成 3 年 4 月	○捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の締結
平成 3 年 9 月	(○引揚者に対する書状贈呈事業開始)
平成 4 年 1 月頃	○ロシア政府、労働証明書発給開始 ・抑留者団体の求めに応じて、ロシア政府が証明書を発行。 ・平成 6 年、ロシア外務省が日本政府に対し、労働証明書を発給していることを通報する口上書を発出。ロシア政府として我が国に何らの新たな措置を求めるものではない旨説明。
平成 5 年 3 月	○戦後強制抑留者慰労品等贈呈事業請求期限到来 ・戦後強制抑留者に対する慰労金の贈呈者数は 18 万 290 人、慰労品の贈呈者数は 32 万 2441 人。 注：内閣参質 159 第 18 号平成 16 年 6 月 4 日「参議院議員谷博之君提出シベリア抑留問題に関する再質問に対する答弁書」より抜粋
平成 9 年 3 月	○シベリア強制労働補償請求上告審判決(最高裁) ・第 1 審判決、第 2 審判決に続き、原告請求を棄却。 ・捕虜の抑留期間中の労働賃金を支払うべきかどうかの問題は、戦争損害に対する補償の一環をなすものとして、立法府の総合的政策判断にゆだねられるに至ったものと解すべき。 ・立法府は、恩給法や平和祈念事業特別基金等に関する法律等の立法措置を講じており、労働賃金を支払うための立法措置を講じていないことが裁量の範囲を逸脱しているとはいえない。
平成 12 年 11 月	(○平和祈念展示資料館(東京・新宿)開設)
平成 14 年 11 月	○平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律制定(第 155 回国会)
平成 15 年 10 月	○独立行政法人平和祈念事業特別基金へ移行(特殊法人等整理合理化計画によるもの)
平成 16 年 6 月	○民主党(長妻昭議員外 6 名)が戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案を衆議院に提出(第 159 回国会)〔審査未了〕 【法律案の内容】戦後強制抑留者に対して帰国の時期の区分に応じ、30 万円～200 万円の特別給付金(記名国債)を支給
平成 17 年 7 月	○野党(長妻昭議員外 8 名)が共同で①戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び②独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案を衆議院に提出(第 162 回国会)〔審査未了〕 【法律案の内容】

	<p>①戦後強制抑留者に対して帰国の時期の区分に応じ、30万円～200万円の特別給付金（記名国債）を支給</p> <p>②独立行政法人平和祈念事業特別基金の廃止</p> <p>○野党（谷博之議員外7名）が共同で①戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び②独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案を参議院に提出（第162回国会）〔審査未了〕</p> <p>【法律案の内容】</p> <p>①戦後強制抑留者に対して帰国の時期の区分に応じ、30万円～200万円の特別給付金（記名国債）を支給</p> <p>②独立行政法人平和祈念事業特別基金の廃止</p>
平成17年8月	<p>○「了解事項」（別紙3）</p> <p>・独立行政法人平和祈念事業特別基金及び同基金事業の在り方について政府と与党との間で了解</p> <p>○与党（宮路和明議員外5名）が独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案を衆議院に提出（第162回国会）〔審査未了〕</p> <p>【法律案の内容】独立行政法人平和祈念事業特別基金による慰藉事業のための資本金取崩し及び同基金の廃止</p>
平成17年10月	<p>○与党（宮路和明議員外3名）が独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案を衆議院に提出（第163回国会）〔第165回国会成立〕</p> <p>【法律案の内容】独立行政法人平和祈念事業特別基金による慰藉事業のための資本金取崩し及び同基金の廃止</p> <p>○民主党（長妻昭議員外6名）が①戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び②独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案を衆議院に提出（第163回国会）〔第165回国会で否決〕</p> <p>【法律案の内容】</p> <p>①戦後強制抑留者に対して帰国の時期の区分に応じ、30万円～200万円の特別給付金（記名国債）を支給</p> <p>②独立行政法人平和祈念事業特別基金の廃止</p>
平成18年4月	<p>○野党（谷博之議員外11名）が共同で①戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び②独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案を参議院に提出（第164回国会）〔審査未了〕</p> <p>【法律案の内容】</p> <p>①戦後強制抑留者に対して帰国の時期の区分に応じ、30万円～200万円の特別給付金（一時金）を支給</p> <p>②独立行政法人平和祈念事業特別基金の廃止</p>

平成 18 年 6 月	<p>○谷博之の質問主意書に対する政府答弁書（別紙 4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の「戦後処理問題に関する政府・党合意」は、いわゆる戦後処理問題に関する行政を執行していく上で政府と与党が合意を行ったものである。したがって、立法府及び国民に対して拘束力を持つものではない。 ・一般に、政府・与党合意について、新たな合意を必要とする事由が生じた場合には、新たに合意を行うこともあり得るものと考えている。
平成 18 年 11 月	<p>○野党（谷博之議員外 11 名）が共同で①戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び②独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案を参議院に提出（第 165 回国会）〔審査未了〕</p> <p>【法律案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①戦後強制抑留者に対して帰国の時期の区分に応じ、30 万円～200 万円の特別給付金（一時金）を支給 ②独立行政法人平和祈念事業特別基金の廃止
平成 18 年 12 月	○平成 17 年 8 月の与党提出法案成立（第 165 回国会）・独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金取崩しに関する規定の施行
平成 19 年 3 月	○恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する書状等贈呈事業の受付終了
平成 19 年 4 月	<p>○独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金 200 億円を取崩し</p> <p>○恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する特別記念事業（特別慰労品の贈呈）の開始</p>
平成 21 年 3 月	<p>○野党（谷博之議員外 14 名）が共同で戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案を参議院に提出（第 171 回国会）</p> <p>【法律案の内容】戦後強制抑留者に対して帰還の時期の区分に応じ、25 万円～150 万円の特別給付金（一時金）を支給、調査等や平和祈念事業の実施</p> <p>○恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する特別記念事業の受付終了</p>
平成 22 年 9 月 （予定）	○独立行政法人平和祈念事業特別基金廃止